

## 岡谷市再生可能エネルギー等活用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民が取り組む再生可能エネルギー等の活用の啓発や導入の支援をすることにより、地球環境の保全及び自然環境の保全の推進を図ることを目的として、住宅に太陽熱利用システム、地中熱利用システム及び雨水貯留施設（以下「再生可能エネルギーシステム等」という。）の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽熱利用システム 住宅の屋根等に設置され、太陽熱エネルギーを集熱器により吸収し、住宅における空調又は給湯及びその他の熱利用に供し、財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたシステム又はJIS認定などの同等の性能と市長が認めたシステムで集熱面積4㎡以上のシステム
- (2) 地中熱利用システム 地中熱（地下水熱を含む。）を住宅における空調、給湯の熱利用に供し、エネルギー消費効率（以下「COP」という。）が3.0以上であるシステム又はCOPが3.0以上のヒートポンプと同等の再生可能エネルギーと市長が認めたシステム。ただし、地下水の水位（地盤沈下）、水質、水温に悪影響が生じることがないものに限る。
- (3) 雨水貯留施設 住宅の屋根の雨水を貯留するための構造をもった施設で、雨樋に接続し、架台等に設置されているもの及び地下タンク方式のものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（法人及び過去において市から同類の補助金の交付を受けた者を除く。）は、自らが居住するために市内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に再生可能エネルギーシステム等を設置しようとするもの又は自ら居住するために再生可能エネルギーシステム等を設置した市内の建売住宅を購入するものとする。

(補助対象経費、補助額等)

第4条 補助金交付の対象となる経費、補助額等は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	対象経費	補助額等	備考
太陽熱利用システム	集熱部、貯湯部、架台、蓄熱槽、配管（補助熱源装置入口まで）、配線・配線器具及びその他付帯機器等の購入、据付並びに工事に関する経費	設置費用の1/10以内 限度額 50,000円	補助額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
地中熱利用システム	ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、放熱器（床暖房、ファンコイルユニットなど）、エアコン、配管（熱源側のみ）及び配線・配線器具の購入、据付並びに工事に関する費用。	設置費用の1/3以内 限度額 300,000円	補助額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
雨水貯留施設	100リットル以上の雨水貯留施設の設置に要する経費又は自作用材料費	設置費用の1/2以内 限度額 15,000円	補助額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

備考

国や県の補助事業の対象にかかわらず、補助対象とするものとする。ただし、掘さく工事、さく井、及び地中熱交換器、充填剤などの部分は対象外とする。

(再生可能エネルギー等活用事業に係る計画書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（太陽熱利用システム及び地中熱利用システム設置に限る。）は、住宅への再生可能エネルギー等活用工事の着工前（建売住宅購入者にあつては建築物引渡し前）に、次に掲げる区分に応じ、岡谷市再生可能エネルギー等活用補助金工事計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に、次の書類を添えて

市長に提出しなければならない。

(1) 太陽熱利用システム

- ア 設置箇所位置図（住宅地図の写し）
- イ 太陽熱利用システムの見積書又は契約書の写し
- ウ 設計図（設備の設置位置及び性能・品質等を示す図面）
- エ 着工前写真

(2) 地中熱利用システム

- ア 設置箇所位置図（住宅地図の写し）
- イ 地中熱利用システムの見積書又は契約書の写し
- ウ 設計図（設備の設置位置及び性能・品質等を示す図面）
- エ 着工前写真

（補助金交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、計画書を提出した年度の3月31日まで  
に、工事を完了し、次に掲げる区分に応じ、岡谷市再生可能エネルギー等活用補助金交  
付申請書兼実績報告書（様式第2号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。  
ない。

(1) 太陽熱利用システム

- ア 太陽熱利用システムの設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- イ 太陽熱利用システムを設置した建物の外観及び当該システムの集熱部、貯湯部な  
どの設置状況を示す写真、配置図、及び設備等が確認できる資料（カタログ等）
- ウ 申請者の住民票

(2) 地中熱利用システム

- ア 地中熱利用システムの設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- イ 掘削孔の深度等が確認できる立面図及び地中熱ヒートポンプ設備等が確認できる  
資料（カタログ等）
- ウ 地中熱利用システムを設置した建物の外観及び採熱井掘削工事、ヒートポンプな  
どの設備設置の状況を示す写真、及び設備の配置図
- エ 申請者の住民票

(3) 雨水貯留施設

- ア 設置箇所位置図

イ 雨水貯留施設の設置に要した費用に係る領収書の写し

ウ 雨水貯留施設の設置状況を示す写真

2 前項に規定する書類の提出期限は原則として、補助事業の完了した日の属する年度の3月31日までとする。

(補助金交付決定及び確定通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に補助金交付決定書及び確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(報告等)

第8条 市長は、この補助金の交付を受けて再生可能エネルギーシステム等を設置した者に対し、当該システムの運転状況や採熱量等のデータの報告を求めることができる。

2 この補助金の交付を受けた者は、市が別に定める環境家計簿の利用に努めるものとする。

(規則の準用)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請から交付までの手続き等については、規則に定めるところによる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。